

漁船海難月報

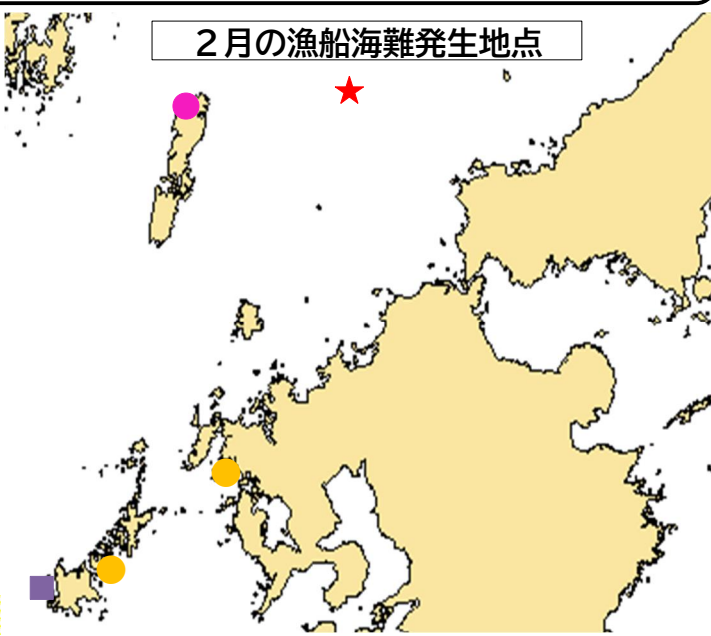
令和8年3月号 七管区海上保安本部
第268号 交通部安全対策課発行



令和8年2月発生
七管内漁船海難5隻

令和8年2月末現在 累計 8隻
漁船海難発生隻数は前年に比べ 4隻増加

漁船海難隻数 (速報値)		県別内訳	
		2月	令和8年累計
乗揚	● 2	山口県 0	0 (0)
運航不能 (推進器障害)	■ 1	福岡県 1	2 (0)
衝突	★ 1	佐賀県 0	0 (2)
火災	● 1	長崎県 4	6 (2)
		大分県 0	0 (0)
合計：5隻 死者・行方不明者：0名		合計 5隻	8隻 (4隻) ()は昨年同月



累計死者・行方不明者数 0名 (令和8年2月末日現在)

ルールを守って安全運航！ 小型船舶操縦者の遵守事項

漁船でも「船員法適用船舶を除く小型船舶」に関しては、海難の防止や航行の安全の確保のため、小型船舶の操縦者(船長)が遵守しなければならない事項が定められています。危険操縦や救命胴衣の未着用などの違反は、操縦者だけでなく同乗者や周囲の船舶にも重大な危険を及ぼします。また、船長は、行政処分の対象です！！遵守事項を徹底し、安全を最優先とした行動を心がけましょう。

酒酔い等操縦の禁止 	危険操縦の禁止 	免許者の自己操縦 	見張りの実施
救命胴衣の着用 	発航前の検査 	事故時の人命救助 	詳細はコチラ

国土交通省HP

遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
○ 酒酔い等操縦 ○ 自己操縦義務違反 ○ 危険操縦 ○ 見張りの実施義務違反	3点	6点
○ 救命胴衣着用義務違反 ○ 発航前の検査義務違反	2点	5点

行政処分基準

処分区分表	過去1年以内の違反累積点数			
	3点	4点	5点	6点
※ 過去3年以内の処分期間	無	(処分の対象外)		業務停止1月 業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月 業務停止6月

違反すると業務停止等の行政処分の対象に！ ※処分期間とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。